

別添②

I 労働時間	延べ労働時間数		延べ利用者数 (雇用契約者数)		<p>(評価方法)</p> <p>前年度において、雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価</p> </div> <p>(平均労働時間)</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>1日の平均労働時間が7時間以上</td><td>80点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満</td><td>70点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満</td><td>55点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満</td><td>45点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満</td><td>40点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満</td><td>30点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満</td><td>20点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が2時間未満</td><td>5点</td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1日の平均労働時間数 (延べ労働時間数÷延べ利用者数)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">4.310691258</td> <td style="text-align: center;">時間</td> </tr> </table> </div>	1日の平均労働時間が7時間以上	80点	1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	70点	1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	55点	1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	45点	1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	40点	1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	30点	1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	20点	1日の平均労働時間が2時間未満	5点	4.310691258	時間
	1日の平均労働時間が7時間以上	80点																					
	1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	70点																					
	1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	55点																					
	1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	45点																					
	1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	40点																					
	1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	30点																					
	1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	20点																					
	1日の平均労働時間が2時間未満	5点																					
	4.310691258	時間																					
	4月	2234	時間	539		人																	
	5月	2306	時間	573		人																	
	6月	2137	時間	523		人																	
	7月	2434	時間	603		人																	
8月	2617	時間	607	人																			
9月	2540	時間	567	人																			
10月	2496	時間	556	人																			
11月	2331	時間	541	人																			
12月	2618	時間	569	人																			
1月	2482	時間	518	人																			
2月	2133	時間	494	人																			
3月	2420	時間	579	人																			
合計	28748	時間	6669	人																			

- 注1 延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数をそれぞれの月で算出し総計するものである。休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間は労働時間数に含めない。年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等であっても労働時間として賃金を支払っている場合は労働時間に含めるものとする。
- 注2 延べ利用者数は、雇用契約を締結している者であって実際に賃金を支払った人数をそれぞれの月ごとに算出すること。
- 注3 利用開始時には予見できない事由により短時間労働（1日の労働時間が4時間未満）となった場合は、90日を限度として、延べ労働時間数・延べ利用者数から除外することができる。
- 注4 平均労働時間区分「なし（経過措置対象）」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。